

# 農地の貸借による農業参入の方法が変わりました。

- ・ これまで、農外部門から、農地の権利を取得して農業に参入しようとする場合には、農地法上の「農業生産法人」の要件を満たした上で農地の権利を取得する必要がありました。
- ・ 今回の農地法の改正で、農地を借りて農業に参入するのであれば、「農業生産法人」要件を満たす必要はなくなりました(手続等については、最寄りの農業委員会にご相談下さい)。

